

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>C 個別ガイドライン I・II (略) III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン (1) (略) (2) 審査要領 ①・② (略) ③ 発行条件に関する事項 第二号様式記載上の注意(23-5)「発行条件に関する事項」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 イ・ロ (略) ハ、提出者の監査役、<u>監査等委員会</u>又は監査委員会が、第三者割当が有利発行により行われるものでないことについて、適法性の意見表明を行う場合、当該意見の概要に加え、当該意見の基礎となる判断要素の概要等が記載されているか。</p> <p>ニ (略) ④ 大規模な第三者割当の必要性 第二号様式記載上の注意(23-8)「大規模な第三者割当の必要性」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 イ・ロ (略) ハ、「経営者から独立した者からの意見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、<u>監査等委員会</u>、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性（所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。）が記載されているか。</p> <p>⑤ (略) (3) (略) IV (略)</p>	<p>C 個別ガイドライン I・II (略) III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン (1) (略) (2) 審査要領 ①・② (略) ③ 発行条件に関する事項 第二号様式記載上の注意(23-5)「発行条件に関する事項」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 イ・ロ (略) ハ、提出者の監査役又は監査委員会が、第三者割当が有利発行により行われるものでないことについて、適法性の意見表明を行う場合、当該意見の概要に加え、当該意見の基礎となる判断要素の概要等が記載されているか。</p> <p>ニ (略) ④ 大規模な第三者割当の必要性 第二号様式記載上の注意(23-8)「大規模な第三者割当の必要性」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 イ・ロ (略) ハ、「経営者から独立した者からの意見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性（所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。）が記載されているか。</p> <p>⑤ (略) (3) (略) IV (略)</p>